



新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。まん延防止が明けました。引き続きの衛生対策に気を付けつつ、健康的にお過ごしください。

重要情報

1. 個人申告書の閲覧がe-TAX上で可能に

5/23より「申告書等情報取得サービス」が開始されます。直近2年分の個人の確定申告書等のイメージがe-TAX上で閲覧できるサービスで無料です。利用にはマイナンバーカードが必須となります。

2. 不動産相続評価裁判、納税者敗訴確定

4/19最高裁で争われていた裁判で、相続評価で申告した納税者の主張を斥け、鑑定評価で課税した当局の主張が採用されました。ただし、評価の乖離自体が問題ではなく、「節税目的の意図」に着目した判断のようです。

3. インボイス後の免税事業者の請求金額

インボイス後は非登録事業者が「適格請求書」を発行することはできなくなりますが、消費税と称して金銭を請求すること自体禁止されるわけではありません。とはいえ、実務上のトラブル防止のため、税込請求が推奨されます。

赤羽の旅噺(バナ)番外編 旅行感想記



2021年北海道～共生精神～その5-2. アイヌ文化
北海道白老にオープンしたアイヌ文化の国立博物館ウポポイは、アイヌが恩恵を受けるわけでもなくアイヌ文化が政策に利用されただけだとして、アイヌの人々の評価はいまいちのようです…それでもわたしは中で働く学芸員の方や関わってきたアイヌの人々の熱意などを信じ、より深く文化の研究や精神世界の再認識が進めば良いと思いますし、こうしたことに税金が使われること自体は賛成しています。多くの人にとってアイヌ文化は観光資源に過ぎず、学ぶべき対象でも尊重すべき先人の叡智でもないかもしれません。だけど、そうした人々に関心を持ってもらい、学ぶきっかけにするというのは大変結構なことだと思います。観光資源としての型に収まって終わりにするか否かは、このハコモノにかかわる「人々」次第なのかとも思います。

☆事務所からの連絡☆

★源泉事務を委託されているお客さまへ

上半期の集計を行いますので、1～6月中支払分の給料・土業報酬等が決まりましたら事務所へご報告ください。

6月のイベント

- ・源泉所得税の上期半期集計
- ・個人住民税普通徴収 第1期納付
- ・申告所得税の予定納税通知

税金マメ知識

＜インボイス登録の経過措置が延長＞

免税事業者がインボイス登録を受ける場合、登録日をもって自動的に課税事業者になる特例の期間が延長され、2023年10月1日から2029年9月30日までの期間内とされました（原則はあらかじめ年度単位で課税事業者を選択してから登録申請を行う必要がある）。登録を悩んでいる零細事業者にとっては朗報と言えます。実は2023年10月以降のインボイス開始後でも、ただちに非登録事業者への支払いについて仮払消費税相当の控除ができなくなるわけではなく、最初の3年間は80%控除、次の3年間は50%控除が認められます。これを踏まえ、50%控除が使える2029.9月いっぱいまで（得意先から値下げ交渉を多少受けてでも）免税を続ける、ということも選択肢です。ただし、売上規模が1千万円付近で継続していたり、同業他社の多くが登録事業者であって得意先が非登録事業者との取引を明らかに忌避すると予想されたりする場合は、制度開始の2023年10月からインボイス登録を受けて、取引条件の約束をこぎつけておく方が良いかもしれません。

晩酌のじかん

月2回ほど、土曜の夕方はヤキトリです。昭和歌謡の流れるお肉屋さんで1本80～100円という昭和価格のまま、焼き立てヤキトリをテイクアウトするのです。老舗のタレは積年の脂や焦げの香ばしいエキスが染み込んでいてマネできないうまさ！専用注文カードを自作して、家族から注文を取り、Uberよろしくバイクで買って来るのです。カンパイ！



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red